

# 能登半島地震被災地支援本部設置要綱

## 1 設置

令和6年能登半島地震の被災地に対して、円滑かつ迅速な支援を実施するため、能登半島地震被災地支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

## 2 所掌事項

支援本部は、次の事項について処理する。

- ア 令和6年能登半島地震に関する情報の共有化に関すること。
- イ 被災地への支援要請に対する対応に関すること。
- ウ 支援に当たっての部局間の連携に関すること。
- エ その他県の対応に関すること。

## 3 構成

- (1) 支援本部は、本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 本部長は、危機管理総局長をもって充て、支援本部の事務を総括する。

## 4 会議

- (1) 支援本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、支援本部の会議を開催することができる。
- (2) 支援本部の会議には、本部員以外の職員を出席させることができる。

## 5 庶務

支援本部の庶務は、危機管理課において処理する。

## 6 雑則

この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

## 別表（3項関係）

## 支援本部構成員（18）

区分	職名
本部長	危機管理総局長
本部員	政策部長
	文化芸術局長
	総務部長
	知事公室長
	環境森林部長
	健康福祉部長
	子ども政策推進局長
	商工労働部長
	交流推進部長
	農政水産部長
	土木部長
	会計管理者（兼）出納局長
	病院事業管理者
	病院局長
	教育長
	警察本部長
	理事（広域水道企業団事務局長）